

議案第 4 号

市川市福祉有償運送運営協議会条例の一部改正について

市川市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 1 1 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例

市川市福祉有償運送運営協議会条例（平成 2 3 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 4 9 条第 3 号」を「第 4 9 条第 2 号」に、「いう」を「いい、特定非営利活動法人等（同条に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）が行うものに限る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

道路運送法施行規則の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。